

7川健障施第687号
令和7年7月25日

市内障害福祉サービス事業所等
市内障害児通所支援事業所等 管理者様

川崎市健康福祉局
障害保健福祉部障害者施設指導課長

事業所等との契約等の場面における、聴覚障害者との十分なコミュニケーション
について（依頼）

日頃から、本市障害福祉行政に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、聴覚障害者のコミュニケーション支援を行うという観点から、川崎市聴覚障害者情報文化センター（以下、「センター」という）を通じて手話通訳者や要約筆記者を派遣する仕組みを整え、本市及びセンターのホームページで周知を図っているところ です。

障害福祉サービス事業者等につきましても、事業所における契約等の場面において、聴覚障害の方との十分なコミュニケーションをとるための手段として、センターを通じての手話通訳者等の派遣事業をいただくよう御案内ください。

なお、派遣事業の対象は、本市に居住する聴覚障害者（ろう者、中途失聴・難聴者）であり、又、聴覚障害者に関わる方からの申込みも可能です。利用に際しては、所定の「手話通訳者派遣申込書」をセンター窓口に提出（FAX、郵送可、事前にWeb/メール利用登録申請を行えばWeb申込も可）するか、電話での問合せが必要です。

詳細は右記ホームページの案内を御覧ください。<https://www.joubun.net/dispatch.html>

（障害者施設指導課事業者指導担当）
電 話：044-200-0082
F A X：044-200-3932
E-mail：40sidou@city.kawasaki.jp